平成２５年（フ）第１０７号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟１－９号、従前の住所金沢市下安原町西158番地
債務者　辻　　史朗
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９号
金沢市寺町５丁目３番１号、従前の住所滋賀県東近江市沖野１丁目４番12号
債務者　越島　睦子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１２０号
金沢市百坂町リ31番地27、従前の住所金沢市玉鉾３丁目289番地２
債務者　秋田　久美（旧姓西）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
金沢市幸町４番19号　ルブニールミヤタ202号室、従前の住所金沢市新竪町３丁目65番地
債務者　狐と狸こと　能田百合子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１２４号
石川県野々市市堀内５丁目297番地　セントラルハイム306号室、従前の住所石川県野々市市矢作３丁目169番地１
債務者　浦田　政昭
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１２７号
金沢市割出町513番地１　プチハイム206号、従前の住所金沢市上荒屋５丁目311番地２、従前々の住所金沢市専光寺町せ23番地７
債務者　徳木　香織
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３３号
石川県白山市月橋町ヌ77番地２
債務者　松井るみ子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３７号
長野市大字金箱312番地５
債務者　大石あけみ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
長野県松本市大字里山辺1765番地１
債務者　藤森　宏子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７７号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目11番16―11号　高山ハイツ102
債務者　飯沼　宝一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５０２号
愛知県弥富市平島町中新田151番地７
債務者　榊原　和義
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７号
兵庫県姫路市家島町真浦422番地２
債務者　黒瀬　典代
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７３号
兵庫県高砂市曽根町941番地の１
債務者　加藤蓮子こと　呉　　甲蓮
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３号
鳥取県境港市夕日ヶ丘１丁目187番地　県営夕日ヶ丘団地Ｃ棟211号室、旧住所鳥取県境港市渡町2809番地３
債務者　岩田　典子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８６号
広島市東区上大須賀町12番10―302号
債務者　東　ひとみ
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４０号
広島市中区河原町３番10―403号
債務者　岡野　厚志
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５号
福岡県飯塚市鯰田1766番地５　エスポワール築城Ｃ―104
債務者　王野さゆり
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部